

学校法人 大阪初芝学園 寄 附 行 為

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、学校法人大阪初芝学園と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を、大阪府堺市東区西野 194 番 1 に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、教育基本法及び学校教育法並びに私立学校法に従い学校教育を行うことを目的とする。

(設置する学校)

第 4 条 この法人は前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- 一 初芝立命館高等学校 全日制課程 普通科・体育科
- 二 初芝富田林高等学校 全日制課程 普通科
- 三 初芝橋本高等学校 全日制課程 普通科・国際科・体育科 別 科
- 四 初芝立命館中学校
- 五 初芝富田林中学校
- 六 初芝橋本中学校
- 七 はつしば学園小学校
- 八 はつしば学園幼稚園

(収益事業)

第 4 条の 2 この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行うことができる。

サービス業(スイミングスクール)

第 3 章 役員及び理事会

(役 員)

第 5 条 この寄附行為で役員とは理事及び監事をいう。

第 6 条 この法人に、学園長 1 名を置く。学園長に事故があるときは、理事会で代行者を定めることがある。

2 学園長は本法人が設置する各学校(園)の教学を統轄する。

第7条 学園長及び高等学校長・中学校長・小学校長・幼稚園長は理事会で選任する。

第8条 この法人には次の役員を置く。

- 一 理事 7名から17名
- 二 監事 2名

(理事の選任)

第9条 理事は次の各号に掲げる者とする。

- 一 学園長
 - 二 高等学校長、中学校長、小学校長のうちから理事会において選任された者 1名から4名
 - 三 第25条第1号、第2号及び第3号に規定された評議員のうちから評議員会において選任された者 2名から5名
 - 四 学識経験者のうちから理事会において選任された者 3名から7名
- 2 前項第1号から第3号に規定する理事は学園長、校長、評議員の職を退いたときは理事の職を失うものとする。

(理事長の選任等)

第10条 理事長は、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも同様とする。

(理事長の職務及び代理並びに代行)

第11条 理事長はこの法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長のあらかじめ指名した他の理事が順次に理事長の職務を代理し、又は理事長の職務を行う。

第11条の2 理事のうち1名を副理事長とすることができる。副理事長は理事総数の過半数の議決により選任することができる。副理事長の職を解任するときも同様とする。

2 副理事長は理事長を補佐する。

(専務理事)

第11条の3 理事のうち1名を専務理事とすることができる。専務理事は理事総数の過半数の議決により選任する。専務理事の職を解任するときも同様とする。

2 専務理事は理事長及び副理事長を補佐し、法人の業務を掌理する。

(常務理事)

第11条の4 理事のうち若干名を常務理事とすることができる。常務理事は理事総数の過半数の議決により選任する。常務理事の職を解任するときも同様とする。

2 常務理事は、担当業務を掌理する。

(理事の代表権の制限)

第 12 条 理事長以外の理事は、この学校法人の業務についてこの法人を代表しない。

2 前項の規定にかかわらず、学園長は第 4 条に規定する学校の業務について、この法人を代表する。

(監事の選任等)

第 13 条 監事は、この法人の理事、職員(学園長、校長、その他の職員を含む。以下同じ。)、評議員若しくは役員配偶者又は 3 親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

3 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

一 この法人の業務を監査すること。

二 この法人の財産の状況を監査すること。

三 この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。

四 この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

五 第 1 号から第 3 号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを所轄庁に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。

六 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。

七 この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

4 前項第 6 号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

5 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(役員任期)

第 14 条 役員(第 9 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。)の任期は 3 年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 役員は再任されることができる。

3 役員は、その任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

(役員解任及び退任)

第 15 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の 4 分の 3 以上の出席した理事

会において理事総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- 一 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき
 - 二 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
 - 三 職務上の義務に著しく違反したとき
 - 四 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき
- 2 役員は次の事由によって退任する。
- 一 任期の満了
 - 二 辞任
 - 三 死亡
 - 四 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき

(理事会)

第16条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は理事長が招集する。
- 4 理事長は、理事総数の3分の2以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から2週間以内にこれを招集しなければならない。
- 5 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第8項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 6 前項の場合において理事会に付議される事項につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は出席者とみなす。
- 7 理事会に議長をおき理事長をもって充てる。
- 8 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
- 9 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を会議の7日前までに、書面により通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、相当と認める方法で通知することができる。
- 10 理事会に、この法人の監事及びこの法人が契約を締結する公認会計士又は監査法人の出席を求め、必要に応じて発言の機会を与えなければならない。
- 11 この法人の日常業務の執行に関する事項その他理事会から委任された事項を決定するため、理事会の下に理事会で選任された理事によって構成される常任理事会を置く。
- 12 理事長が第4項の規定による召集をしない場合は、召集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。
- 13 第13条第4項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

第17条 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(業務の決定の委任)

第 18 条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であつて、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

第 19 条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事二人以上が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第 4 章 評議員会等及び事務局

(評議員会)

第 20 条 この法人に評議員会を置く。

2 評議員会は、理事長が招集する。

3 評議員会に議長をおき、議長は評議員のうちから評議員会において選任する。

4 評議員会を招集するには、各評議員に対して会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を会議の 7 日前までに書面により通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、相当と認める方法で通知することができる。

5 理事長は評議員総数の 3 分の 1 以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集の請求を請求された場合には、その請求のあった日から二十日以内に、これを召集しなければならない。

6 評議員会は評議員総数の過半数の出席がなければその会議を開き、議決をすることができない。ただし、第 10 項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。

7 前項の場合において評議員会に付議される事項につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は出席者とみなす。

8 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

9 議長は、評議員として議決に加わることができない。

10 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(会 議)

第 21 条 削除

(議事録)

第 22 条 第 19 条第 1 項及び第 2 項の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合にお

いて、同条第 2 項中、「理事のうちから互選された理事」とあるのは、「評議員のうちから互選された評議員」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第 23 条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- 一 予算及び事業計画
- 二 借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- 三 役員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。)の支給の基準
- 四 予算以外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- 五 寄附行為の変更
- 六 合併
- 七 目的たる事業の成功の不能による解散
- 八 収益事業に関する重要事項
- 九 寄附金品の募集に関する事項
- 十 その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(評議員会の意見具申等)

第 24 条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第 25 条 評議員会は次に掲げる評議員をもって組織する。

- 一 この法人の職員(この法人の設置する学校の教員その他職員を含む)の内から理事会において選任された者 3 名から 5 名
- 二 この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢 25 年以上の者の内から理事会において選任された者 3 名から 4 名
- 三 学識経験者のうちから理事会において選任された者 5 名から 14 名
- 四 第 9 条第 1 項第 3 号に規定する理事を除く理事 5 名から 12 名

(任期)

第 26 条 評議員の任期は、3 年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠又は増員により選任された評議員の任期は前任者の残任期間とすることができる。

- 2 評議員は再任されることができる。
- 3 評議員はその任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

(評議員の解任及び退任)

第 26 条の2 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の三分の二以上の議決により、これを解任することができる。

- 一 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
- 二 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 評議員は次の事由によって退任する。

- 一 任期満了
- 二 辞任
- 三 死亡

(事務局及び職員)

第 27 条 この法人には、事務を処理するための事務局を設け、事務局長その他の職員をおく。

2 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

3 削除

(コンプライアンス委員会)

第 28 条 法人の管理運営及び業務執行の適正を確保し、もって社会的信頼を保持するため必要な事項を調査審議する機関として、理事会にコンプライアンス委員会を付置する。

2 コンプライアンス委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 理事会において指名する理事 1 名
- 二 法律、会計その他学校法人の適正運営に関する事項について識見を有する者のうちから、理事会において指名する者 2 名以上4名以内

3 コンプライアンス委員会に委員の互選で委員長を置く。

4 前3項に定めるもののほか、コンプライアンス委員会に関し必要な事項は、理事会において定める。

第 5 章 資産及び会計

(資産)

第 29 条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- 一 財産目録記載の財産
- 二 授業料・入学金及び検定料
- 三 資産から生じる果実
- 四 寄付金品
- 五 その他の収入

(資産の区分)

第 30 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び収益事業用財産とする。

2 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指示に従って基本財産、運用財産及び

収益事業用財産に編入する。

(基本財産処分の制限)

第 31 条 基本財産の不動産及び重要なものはこれを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない事由があるときは、その一部に限りこれを処分することができる。

(運用財産たる現金の運用)

第 32 条 運用資産のうち現金は確実な有価証券を購入するか、又は郵便貯金若しくは銀行預金をする。

(経費の支弁)

第 33 条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、運用財産中、不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入、その他の運用財産をもって支弁する。

(会 計)

第 34 条 この法人の会計は、学校法人会計基準によって行う。

(予算及び事業計画)

第 35 条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に理事長が編成し、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第 36 条 この法人の決算及び事業実績は、毎会計年度終了後 2 月以内に作成し、これにつき監事の意見を求めるものとする。

- 2 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。
- 3 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。
- 4 決算において剰余金があるときは、その一部又は全部を運用財産中積立金に編入し又は次会計年度に繰り越すものとする。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第 37 条 この法人は、毎会計年度終了後 2 月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿(理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。)を作成しなければならない。

- 2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準(以下「財産目録等」という。)及び寄附行為を事務所に備えて置き、請求があった場合(財産目録等(役員等名簿を除く。))にあっては、この法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場

合に限る。)には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

- 3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第 38 条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。借入金(当該会計年度内の収入を以て償還する一時の借入金を除く。)についても、同様とする。

(役員報酬)

第 38 条の 2 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(資産総額の変更登記)

第 39 条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後 3 月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第 40 条 この法人の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終るものとする。

第 6 章 解 散

(解散及び残余財産の帰属者)

第 41 条 この法人は、理事総数の 4 分の 3 以上出席した理事会において 4 分の 3 以上の議決及び評議員会の議決によって解散することができる。

- 2 前項による解散にあたっては、大阪府教育長の認可を受けなければならない。

第 42 条 この法人が解散した場合(合併又は破産によって解散した場合を除く。)における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

第 7 章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第 43 条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を得て、大阪府教育長の認可を受けなければならない。

- 2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を得て、大阪府教育長に届けなければならない。

第8章 公告の方法その他

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、大阪初芝学園の掲示板に掲示して行う。

(書類及び帳簿の備付け)

第44条の2 この法人は、第37条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に事務所に備えて置かなければならない。

- 一 役員及び評議員の履歴書
- 二 収入及び支出に関する帳簿及び証憑書類
- 三 その他必要な書類及び帳簿

(施行細則)

第45条 この寄附行為の施行についての細目は理事会において定める。

第46条 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長 柳 延 胤
理事 西川 恒治郎
理事 上北 国長
理事 西岡 可
理事 伊田 喜代次
監事 平野 長彦
監事 三宅 萬吉

附 則

この改正は、昭和60年4月1日から適用する。

(昭和59.10.24議決 昭和60.3.30認可)

この改正は、昭和62年5月1日に遡及適用する。

この改正は、平成3年4月1日から適用する。

この改正は、平成4年4月1日から適用する。

この改正は、平成5年8月24日から適用する。

この改正は、平成6年6月14日から適用する。

この改正は、平成7年3月29日から適用する。

この改正は、平成9年5月21日から適用する。

この改正は、平成10年3月31日から適用する。

この改正は、平成15年3月31日から適用する。

この改正は、平成15年7月10日から適用する。

この改正は、平成15年11月17日から適用する。

この改正は、平成16年5月12日から適用する。

この改正は、平成 17 年 3 月 31 日から適用する。

この改正は、平成 19 年 12 月 5 日から適用する。

この改正は、平成 20 年 1 月 10 日から適用する。

この改正は、平成 20 年 2 月 1 日から適用する。

この改正は、平成 20 年 3 月 26 日から適用する。

この改正は、平成 20 年 10 月 14 日から適用する。

この改正は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

この改正は、平成 21 年 9 月 17 日から適用する。

第 2 条の改正は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

この改正は、大阪府知事より認可を受けた日(平成 24 年 1 月 30 日)から適用し、役員及び評議員の任期は次期の選任日から適用する。

附 則(平成 29 年 3 月 16 日 第 39 条の改正)

この改正は、大阪府知事より認可を受けた日(平成 29 年 6 月 12 日)から適用する。

附 則(2019(令和元)年 11 月 29 日 第 13 条、第 14 条、第 15 条、第 16 条、第 19 条、第 20 条、
第 22 条、第 23 条、第 26 条、第 26 条の 2、第 30 条、第 35 条、第 37 条、第 38 条
の 2、第 41 条、第 42 条、第 43 条、第 44 条の 2 の改正及び追加)

この改正は、2020(令和 2)年 4 月 1 日から適用する。